



2026年6月29日

各位

会社名 株式会社 T E I K O K U
代表者名 代表取締役社長執行役員 村田 潔
(コード番号6333 東証プライム市場)
問合せ先 取締役執行役員総務本部長 阿部 孝司
(TEL: 0791-75-4160)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2026年6月29日開催の取締役会において、下記のとおり、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議しましたのでお知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2026年7月24日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 7,500株
(3) 処分価額	1株につき3,185円
(4) 処分価額の総額	23,887,500円
(5) 募集又は割当方法	特定譲渡制限付株式を割り当てる方法
(6) 出資の履行方法	金銭報酬債権の現物出資による。
(7) 株式の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる株式の数	・取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。） 3名 6,500株 ・取締役を兼務しない委任型執行役員 1名 1,000株

2. 処分の目的及び理由

当社は、2025年5月19日開催の取締役会において、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対して対象取締役が退任時又は退職時まで譲渡制限付株式を保有することにより当社の企業価値の持続的な向上に向けた貢献意欲を一層高め、株主の皆様との価値共有を可能な限り長期にわたり実現することを目的として、退任時に譲渡制限が解除される譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議しております。

また、2025年6月26日開催の第121期定時株主総会において、本制度に基づき、譲

譲渡制限付株式の出資財産とするための報酬として、対象取締役に対して、年額 50,000 千円以内の金銭債権を支給し、年 50,000 株以内の当社普通株式の発行又は処分することについて、ご承認いただいております。

また、これとは別に 2025 年 4 月 14 日開催の取締役会において、当社の取締役を兼務しない委任型執行役員（以下「対象執行役員」といいます。）についても対象取締役と同様の目的で、本制度を導入することを決議しております。（2026 年 7 月 1 日施行）

なお、上記の対象取締役に対する上限金額（50,000 千円以内）、株数（50,000 株以内）には対象執行役員分は含まれません。）

3. 本制度の概要等

本制度は、対象取締役及び対象執行役員に対して、原則として毎事業年度、譲渡制限付株式を割り当てるために金銭報酬債権を付与し、当該金銭報酬債権を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。本制度に基づき、対象取締役（対象執行役員は除く。）に対する金銭報酬債権の総額は、年額 50,000 千円以内とし、各対象取締役及び対象執行役員への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。

本制度により当社が発行し又は処分する普通株式の総数は、対象取締役（対象執行役員は除く。）に対して年 50,000 株以内とし、その 1 株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）といたします。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役及び対象執行役員との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容としては、①対象取締役及び対象執行役員は、一定期間、当該譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることはできないこと、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること等が含まれることといたします。

今般、本制度の目的、当社の業績、各対象者の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、金銭報酬債権合計 23,887,500 円、当社の普通株式合計 7,500 株を対象取締役へ付与することといたしました。

また、本制度の導入目的である当社の企業価値の持続的な向上に向けた貢献意欲の一層の向上及び株主の皆様との価値共有の可能な限りの長期化を実現するため、譲渡制限期間は退任時までとしております。

なお、本自己株式処分においては、本制度に基づき、割当予定先である対象取締役 3 名及び対象執行役員 1 名が当社に対する金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社が処分する普通株式について引き受けることとなります。

4. 譲渡制限付株式割当契約の概要

当社と各対象取締役及び対象執行役員は個別に譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

(1) 譲渡制限期間

処分期日（2026年7月24日。以下「本処分期日」といいます。）から当社又は当社子会社（以下、「当社グループ」といいます。）の取締役、監査役、執行役員又は使用人のいずれの地位からも退任又は退職した時点（ただし、当該時点が、本処分期日の属する事業年度経過後3月を超える日の満了より前であった場合には、本処分期日の属する事業年度経過後3月を超える日の満了時点）までの間（以下「本譲渡制限期間」といいます。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本株式」といいます。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

(2) 譲渡制限の解除条件

当社は原則として、対象取締役及び対象執行役員が本処分期日の直前の定時株主総会の翌日から次期定時株主総会の日までの期間（以下「役務提供期間」といいます。）中、継続して、当社グループの取締役、監査役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本株式の全部について、本譲渡制限期間の満了をもって、譲渡制限を解除する。

(3) 当社による無償取得事由

①対象取締役及び対象執行役員が死亡、任期満了又は定年その他正当な理由によらず、当社グループの取締役、監査役、執行役員又は使用人のいずれの地位からも退任又は退職することが確定した場合、当社は本株式の全部を無償で取得する。

②その他の無償取得事由は、当社の取締役会決議に基づき、割当契約に定めるところによる。

(4) 死亡、中途退任における取扱い

上記(1)(2)の定めにかかわらず、対象取締役及び対象執行役員が役務提供期間の途中で、死亡、その他正当な理由により、当社グループの取締役、監査役、執行役員又は使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当該退任又は退職をした時点をもって、本処分期日の直前の定時株主総会開催日を含む月から当該退任又は退職した日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合には1とする。）に、本株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り上げる。）について譲渡制限を解除する。また、当社は譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本株式を当然に無償で取得する。

(5) 組織再編等における取扱い

上記(1)(2)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織

再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、本処分期日の直前の定時株主総会開催日を含む月から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合には1とする。）に、本株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り上げる。）の本株式について、組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。また、当社は譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本株式を当然に無償で取得する。

（6）公開買付け等における取扱い

上記（1）（2）の定めにかかわらず、本譲渡制限期間中に当社の普通株式に対し、金融商品取引法第27条の2以下に規定される公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が開始された場合であって、対象取締役及び対象執行役員から当社に対して本公開買付けに応募するために本譲渡制限を解除するよう書面により申し出があった場合には、当社の取締役会が別途定める日に全ての本株式について譲渡制限を解除する。

（7）株式の管理

本株式は、本譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、本譲渡制限期間中は、対象取締役及び対象執行役員が野村証券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社並びに対象取締役及び対象執行役員は、本株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象取締役及び対象執行役員が保有する本株式の口座の管理に関連して野村証券株式会社との間において契約を締結している。

5. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式の処分における払込価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2026年6月26日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値である3,185円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上